

都市計画法に基づく申請手数料一覧(新発田市手数料条例に基づく手数料)

1 法第29条開発許可申請手数料

開発区域の面積	金額(円)		
	自己の居住用	自己の業務用	その他
1,000㎡未満	8,600	13,000	86,000
1,000㎡以上3,000㎡未満	22,000	30,000	130,000
3,000㎡以上6,000㎡未満	43,000	65,000	190,000
6,000㎡以上10,000㎡未満	86,000	120,000	260,000
10,000㎡以上30,000㎡未満	130,000	200,000	390,000
30,000㎡以上60,000㎡未満	170,000	270,000	510,000
60,000㎡以上100,000㎡未満	220,000	340,000	660,000
100,000㎡以上	300,000	480,000	870,000

2 法第43条建築許可等申請手数料

敷地の面積	金額(円)
1,000㎡未満	6,900
1,000㎡以上3,000㎡未満	18,000
3,000㎡以上6,000㎡未満	39,000
6,000㎡以上10,000㎡未満	69,000
10,000㎡以上	97,000

3 法第35条の2に基づく開発行為変更許可申請手数料

変更内容	金額(円)
① 開発行為に関する設計の変更 (この表の②に該当する場合を除く)	開発区域の面積(この表の②に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ「1の表」に規定する額に10分の1を乗じて得た額。
② 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項 第1号から第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ「1の表」に規定する額。
③ その他の変更	10,000

4 法第41条第2項ただし書きの規定に基づく市街化調整区域内等における建築物等の特例許可申請手数料

1件につき 46,000円

5 法第42条第1項ただし書きの規定に基づく予定建築物等以外の建築許可申請手数料

1件につき 26,000円

6 法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継承認手数料

内容	金額(円)
① 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、「主として自己居住用住宅の建築の用に供する目的で行うもの」、又は「主として住宅以外の建築物で自己業務用に供するものの建築、若しくは自己業務用特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が10,000㎡未満のもの」である場合。	1,700
② 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、「主として、住宅以外の建築物で自己業務用建築物の建築」、又は「自己業務用特定工作物の建設の用に供する目的で行うもの」であって開発区域の面積が10,000㎡以上のものである場合、 1件につき	2,700
③ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、この表の①及び②以外のものである場合。	17,000

7 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料

1件につき 470円

8 法施行規則第60条証明申請手数料(適合証明)

1件につき 300円

## 都市計画法に基づく開発許可等に関する標準処理期間

都市計画法に基づく開発許可等に関する標準処理期間は概ね下記のとおりですのでご注意ください。  
(行政手続法第6条・市行政手続条例第6条)

### 記

区 分		標準処理期間
都市計画法 第29条関係	開発行為事前協議申請 (法第32条同意協議含む)	申請の日から起算して 45日程度
	開発許可申請	申請の日から起算して 45日程度
	法第35条の2第1項開発行為変更許可申請	申請の日から起算して 45日程度
	法第37条完了公告の建築承認申請	申請の日から起算して 14日程度
	完了検査済証の交付	完了検査実施の日から起算して 7日程度
都市計画法第42条第1項ただし書き用途変更許可申請		申請の日から起算して 14日程度
都市計画法第43条建築許可申請		申請の日から起算して 14日程度
都市計画法施行規則第60条証明		申請の日から起算して 7日程度

※新潟県開発審査会に個別付議を行う場合は、さらに時間を要しますのでご注意ください。

※標準処理期間の日数は、開庁日換算です。